衆議院国土交通委員会ニュース

平成 28.3.15　第 190 回国会第３号

３月 15 日（火）、第３回の委員会が開かれました。

１　踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 13 号）
- 石井国土交通大臣、土井国土交通副大臣、酒井内閣府大臣政務官、森屋総務大臣政務官、星野経済産業大臣政務官、江島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成―自民、民維ク、公明、共産、おおさか）
- 金子恭之君外４名（自民、民維ク、公明、共産、おおさか）から提出された附帯決議案について、泉健太君（民維ク）から趣旨説明を聴取しました。
- 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民維ク、公明、共産、おおさか）

（質疑者及び主な質疑内容）

工　藤　彰　三君（自民）

・踏切改良促進法が制定され 50 年以上が経過し、その間、踏切事故は７万件から３万４千件に半減するなどその取組の成果が出ている。一方で踏切改良については鉄道事業者、道路管理者間の調整に時間がかかると言われている。本改正案ではどのような対策があり、踏切対策がどのようにスピードアップするのか。

・本改正案では新たに道路協力団体制度を創設し、地域住民等が道路の除草などの維持管理に携わることが想定されるが、小さな子どもが参加した場合に転んで交通事故になるなど危険性も伴う。国土交通省はどのように本制度を推進していくのか。

津　村　啓　介君（民維ク）

・本法の対象が道路法による道路に限られているため、遮断機も警報機もない第４種踏切道の半分以上の踏切が、本法の対象とならず、遮断機の設置等に対し、国として何も補助ができないが、このことに対する大臣の認識を伺いたい。

・事実上の踏切である「勝手踏切」（鉄道事業者が踏切道として認めていない横断通路）の安全を確保するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 39 条ただし書きの積極的な運用（踏切の新設等）が必要であるが、大臣の決意を伺いたい。

・踏切の非常押しボタンは誰が押すために設置しているのか。また、踏切遮断機の内側からも外側からも両方押せるようにする必要があるのではないか。

泉　　　健　太君（民維ク）

・踏切については歩行者の安全のため交通量に応じた拡幅が望ましいと考えるが､踏切の拡幅は平成 13 年の通達により、接続道路の幅員が上限とされている。同通達が拡幅の制約となっているのか確認したい。

・国土交通省は、非常押しボタンの設置率が低い鉄道会社に非常押しボタンの設置を促すべきではないか。また、非常押しボタンが無い踏切については次善の策として発煙筒を設置することを検討すべきではないか。

・シルバーカートが踏切内のレールと路面の隙間にひっかかって高齢者が転倒するなどの事故が発生している。高齢者の踏切事故対策のため、国土交通省は経済産業省への情報提供など連携を進める必要があるのではないか。

小宮山　泰　子君（民維ク）

・今回の改正では、交通に危険を及ぼすなどの不法に設置された物件を撤去できるとしているが、法施行日前から設置されていた物件についても撤去が可能であるのかどうか伺いたい。

・従前より道路管理者と協力して活動している団体が、道路協力団体の指定を受けなくても、今までと変わらず活動ができるかどうか伺いたい。

・2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ホームからの転落事故を防ぐ必要があると考えるが、ホームドア設置の推進に対する大臣の決意を伺いたい。

本　村　伸　子君（共産）

・宇都宮市におけるＬＲＴ導入計画では、小学校のそばで軌道と県道が平面交差をすることとされており、地元で問題になっている。平面交差は、外形上踏切の新設となり安全上の問題が生じるため妥当ではないと考えるが、大臣の所見を伺いたい。また、計画に対する地域住民の意見は最大限考慮するべきであると考えるがどうか。

・平成 28 年３月１日、平成 19 年にＪＲ東海共和駅構内において認知症男性が犠牲となる列車事故に関する損害賠償請求訴訟について、最高裁判決が出たが、この判決に対する大臣の所見を伺いたい。ＪＲ東海は、巨額の利益をリニア中央新幹線の建設ではなく、在来線の乗客や沿線住民の安全対策に充当するべきではないか。

・ＪＲ東海御殿場線の通学路に係る踏切の拡幅工事について、御殿場市が費用を負担するとしているにもかかわらず踏切の拡幅は国が認めていないと同社が主張していると聞く。この主張についての事実及び当面の対策として踏切の拡幅工事を認めるべきではないか。

椎　木　　保君（おおさか）

・地方公共団体が踏切の拡幅を鉄道事業者に相談した際、鉄道事業者から立体交差化や他の踏切との統廃合を求められて拡幅が進まないという声が聞かれる。両者が対等に協議できる環境を整えるため、国土交通省からの今回の法改正内容の周知徹底と指導が必要と考えるが大臣の見解を伺いたい。

・老朽化した社会インフラ整備の一環として、跨線橋などの点検・修繕をより確実に進めていくための取組や仕組みが必要と考えるが、大臣の決意を伺いたい。